



福岡医発第897号(地)
令和2年6月24日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

医療現場における手袋（滅菌・非滅菌）の取扱いについて

今般、標記について、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各都道府県等衛生主管部（局）長あて通知がなされ、本会に対しても福岡県保健医療介護部を通じて周知方依頼がありました。

本件は、滅菌手袋について、本来の用途である手術等以外での利用や備蓄目的での発注も増えている現状等を踏まえ、医療現場における手袋（滅菌・非滅菌）の利用に際しての留意点として、別添のとおり取扱いが取りまとめられたことをお知らせするとともに、適正かつ効率的な使用と適正量の購入に努めていただくことをお願いするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

2医指第763号

令和2年6月8日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長

(医療指導課)

医療現場における手袋（滅菌・非滅菌）の取扱いについて

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、厚生労働省から別添（写）のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。



事務連絡

令和2年5月29日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療現場における手袋（滅菌・非滅菌）の取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症の感染が世界的に収束していない中で、国としては、全国の医療現場における緊急の需要に対応すべく、医療用の個人防護具の確保・配布に努めているところです。

その中で、医療現場における手袋（滅菌・非滅菌）については、メーカー・卸のご協力によって当面の需要に応えられるだけの量の確保が図られているところです。他方、特に滅菌手袋については、当面の手術需要に対応できる量は確保されている一方で、本来の用途である手術等以外での利用や備蓄目的での発注も増えている実態があると聞きます。

こうした現状等を踏まえ、医療現場における手袋（滅菌・非滅菌）のご利用に際しての留意点等として、別添のとおり、

- ①非滅菌手袋が不足したときは水分が浸透しない素材の手袋で代替可能
- ②PCR検査での検体採取などは非滅菌手袋を使用し、滅菌手袋は無菌操作が必要な手技に限定して使用など目的ごとの適切な選択

といった取扱いを取りまとめましたので、ご参考としていただきますよう、お願いいたします。こういった取扱いを踏まえつつ、適正かつ効率的な使用と適正量の購入に努めていただくことをお願いいたします。

各医療機関等におかれては、これまでも様々な工夫や取組をされていることと存じますが、念のため貴管内の医療機関等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。



医療現場における手袋（滅菌・非滅菌）の取扱い

- ① 非滅菌手袋が不足したときの代替品について
天然ゴム、ポリエチレン、ニトリルゴムなどの水分が浸透しない素材の手袋で代替可能であること（家庭用手袋、工業用手袋、放射線防護手袋など）
- ② 滅菌手袋の取扱いについて
血液、体液等との接触から保護する目的でのみ使用する場合（例：PCR検査で検体を採取する場合）には非滅菌手袋を使用することとし、滅菌手袋については無菌操作が必要な手技（手術、骨髄穿刺、ドレーン挿入・管理、IVR等）に限定して使用するなど、使用目的ごとに適切に選択すること。